平成２３年（フ）第１０３４号
埼玉県坂戸市大字片柳403番地13、破産手続開始決定時の住所埼玉県新座市栗原３丁目４番21号
破産者　大倉　隆重
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９７号
千葉県山武郡芝山町新井田445番地569
破産者　井口　光弘
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２４４号
愛知県春日井市神領町２丁目20番地８　ディーベス604　101号、開始決定時の住所愛知県春日井市熊野町629番地７
破産者　日比野券一
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９１８号
愛知県常滑市多屋町１丁目45番地の１　ラフィネ多屋Ⅱ302号、開始決定時の住所愛知県常滑市榎戸町１丁目145番地の３
破産者　田岡　幸二
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１９９号
愛知県長久手市長配３丁目234番地　パティオ長久手２―106号、開始決定時の住所愛知県愛知郡長久手町東浦1103番地
破産者　明慶　樹典
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２０５号
愛知県春日井市中央台８丁目２番地１　リバピア中央台１号棟201号室、開始決定時の住所愛知県春日井市高座台５丁目２番地１　サンハイツたかくらＡ号棟204号室
破産者　村上　雄三
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２０６号
愛知県春日井市中央台８丁目２番地１　リバピア中央台１号棟201号室、開始決定時の住所愛知県春日井市高座台５丁目２番地１　サンハイツたかくらＡ号棟204号室
破産者　Σネットこと　村上　静枝
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８７４号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字諏訪70番地　大野コーポＡ
破産者　平野七百子
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４３号
京都府宇治市宇治妙楽17番地の５、開始決定時の住所京都府宇治市宇治妙楽164番地
破産者　長束　元和
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４４４号
京都府宇治市宇治妙楽17番地の５、開始決定時の住所京都府宇治市宇治妙楽164番地
破産者　長束美佐子
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５６３９号
岡山県倉敷市中央２丁目１番19号、開始決定時の住所兵庫県宝塚市雲雀丘１丁目７番23号
破産者　砂場　智英
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６８７号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番38―708号
破産者　レリアンス実業こと　千葉　幸彦
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４１９号
大阪府吹田市山田東３丁目８番23―713号
破産者　正野　幸一
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２８２号
大阪府東大阪市古箕輪１丁目３番67号　レオパレスサンシャイン箕輪　104、前住所大阪府東大阪市玉串町西３丁目１番３―209号
破産者　上松　政志
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０５５号
高知県幡多郡大月町姫ノ井539―１、開始決定時の住所大阪府東大阪市旭町３番14号　グリーンハイツもりきく55号
破産者　吉瀬　新一
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２０５号
大阪市城東区新喜多２丁目３番１号
破産者　レッスンワンこと　谷本ゆう子
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部